

松戸市病院事業経営再建支援業務委託 公募型プロポーザル 質問事項回答書

令和7年9月8日（月）から9月17日（水）までに受け付けた質問事項について、以下のとおり回答いたします。

No.	項目	質問	回答
1	実施要項 P.3 参加申し込み方法 (1)提出書類 様式1	参加申込表に関する押印は印鑑証明を求められていることから、実印と認識しておりますが、参加資格確認書の押印についても同一印である必要がありますでしょうか？ その他、代表社印でも対応可能でしょうか。	参加資格確認書についても、参加申込書と同様に、法人の代表者の印（印鑑証明書の印）の押印をお願いします。
2	実施要項 P.3 6 参加資格要件(6)	「統括責任者として5年以上の経験」とございますが、応募企業において5年以上の経験が必要でしょうか。それとも、前職含めて同等の経験があれば問題ないでしょうか。	前職を含めていただいて問題ありません。
3	実施要項 P.3 6 参加資格要件(6)	本業務において統括責任者は打ち合わせには原則常時出席となっておりますが、事務局と協議の上、マネジメント層との会議や優先度が高いと思われる打ち合わせに限定しても良いでしょうか。 あるいは、状況に応じてオンライン参加でも良いでしょうか。	本業務は病院事業の再建支援をお願いするもので、非常に短期間での結果が求められることから、円滑に業務が進むよう統括責任者には、「打合せ等に原則として常時出席」としてあります。したがって、事務局と協議の上、業務の進捗に支障が出ない場合であれば、マネジメント層との会議や優先度が高いと思われる打ち合わせに限定しても構いません。ただし、体制については万全の体制を整えていただきますようお願いいたします。 オンラインでの参加については、会議の重要度に応じて対応いただければ問題ありません。
4	実施要項 P.4 9 企画提案書等の提出 (1)	企画提案書を送付するにあたり、副本の必要部数をご教示お願い致します。	企画提案書の副本は10部ご用意ください。
5	実施要項 P.4 9 企画提案書等の提出 (1)	企画提案書（概要版）はホームページにて公表されることを前提に作成するとございます。概要版に社名は未掲載でもかまわないでしょうか。	企画提案書（概要版）には社名を未掲載、また社名が推測できる内容の記載はいたしませんようお願いします。
6	実施要項 P.4 9(1)提出書類 9(5)留意事項	提出の企画提案書表紙以外の任意の様式とありますが、下記指定はありますでしょうか。 また、概要版についても指定はあるでしょうか。 ・A4サイズ（縦置き、横置き） ・文字ポイント ・ページ数上限	企画提案書、企画提案書（概要版）ともに、任意様式としており、用紙サイズ、体裁等に特段の制限はありません。
7	実施要項 P.4 9(5)留意事項	企画提案書（概要版）について 応募者すべてのものが公表されると理解してよろしいでしょうか。	最優秀提案者以外の事業者についても、すべて公表予定です。
8	実施要項 P.7 16 その他留意事項(4)	分析や資料作成の一部等、主たる業務に当たらない部分の再委託は可能でしょうか。また、再委託する際に委託金額の上限等はございませんでしょうか。	主たる業務以外の業務を再委託する場合は、病院事業と協議をしたうえで進めていただくようお願いいたします。現時点で想定されるものがありましたら、企画提案書またはプレゼンテーション時にお示しください。 再委託される場合の金額に上限はありません。

9	仕様書 P.1 5 業務内容 (3)	仕様書 5 (3)において「現在進行している再建策」と「今後策定される再建策」の2つの表現がされていますが、前者は貴院が策定した「松戸市立総合医療センター経営再建方針」で、後者は本件業務を受託した業者の支援により新たに策定する再建策又は「松戸市立総合医療センター経営再建方針」を修正したものということでしょうか。	「現在進行している再建策」は、実施要領 P1 1 業務委託の背景と趣旨に記載してあります、病院事業が現在、緊急的な取組みとして行っている、入院患者の増加や費用の削減等（救急応需体制の強化や近隣医療機関への訪問活動、早期退職の募集や採用抑制の実施など）を想定しています。 「今後策定される再建策」は、先般公表した、松戸市立総合医療センター経営再建方針を元に今後作成する、再建策（新しい経営計画の主となるもの）を想定しています。
10	仕様書 P.1 5 業務内容(2)	No.9 質問に関連しますが、「具体的かつ抜本的な改善につながる戦略と実行に向けたロードマップの策定」及び「再建策を踏まえた経営計画・経営改革プランの改定」は、いずれも「現在進行している再建策」と「今後策定される再建策」の両者に基づき行うということでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	仕様書 P.2 6 実施体制	実施体制を検討するにあたり、テーマによってはオンライン会議等の活用も可能でしょうか。	会議の重要度に応じてオンライン会議等の活用をしていただいて問題ありません。